

報告第 13 号

処分事件報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

工事請負契約の一部変更について

（令和 6 年 5 月 31 日処分）

令和 6 年 6 月 5 日提出

筑西市長 須 藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約の金額を変更することについて、下記のとおり専決処分する。

令和6年5月31日

筑西市長 須 藤 茂

記

1 契約の名称及び議決年月日

契約の名称 R 5 国補社総交第1号玉戸・一本松線仮設道路工事

議決年月日 令和5年11月17日

2 変更の内容

変更前 契約金額 金180,730,000円

変更後 契約金額 金189,728,000円（増加額8,998,000円）

R5国補社総交第1号玉戸・一本松線仮設道路工事 概要について

- 1 工 事 名 R5国補社総交第1号玉戸・一本松線仮設道路工事
- 2 工 事 場 所 筑西市西方地内
- 3 契約の相手方 川田・ヤマイチ特定建設工事共同企業体
代表構成員
筑西市西方1705番地の4
株式会社川田建材工業
代表取締役 川 田 秀 樹
構 成 員
筑西市乙227番地の29
株式会社ヤマイチ
代表取締役 林 千 明
- 4 契 約 金 額 変更前 180,730,000円(税込)
変更後 189,728,000円(税込)
増 額 8,998,000円(税込)
- 5 増 額 理 由 施工箇所の地盤を調査した結果、想定より地盤が
軟弱であることが判明したため、敷鉄板の追加を
行うものです。
- 6 工 期 令和5年11月18日から令和6年6月28日まで